

平成21年第3回(5月)みなかみ町議会臨時会会議録

平成21年5月28日(木曜日)

議事日程

平成21年5月28日(木曜日)午後2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 訴訟の提起にかかる専決処分報告について
- 日程第 4 承認第2号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告について
- 承認第3号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
- 承認第4号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について
- 日程第 5 承認第5号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第6号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第7号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第8号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第9号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 7 議案第66号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第69号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第70号 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例の制定について
議案第71号 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第73号 平成21年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第74号 平成21年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第13 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 な し

会議録署名議員

11番	久保秀雄君	22番	阿部源三君
-----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	鈴木初夫	書記	深代和恵
--------	------	----	------

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章司君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	町民福祉課長	石川晃君
子育て健康課長	木暮勤君	生活環境課長	山賀晃男君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	林昭君
地域整備課長	増田伸之君	教育課長	青木寿君

開 会

午後2時00分 開会

議長（傳田創司君） みなさん、改めまして、こんにちは。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたり、ご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

この町に相応しい緑いっぱいの今日この頃、水上地区で行われております「新緑と芸術・水上温泉フェスタ」が、大勢の関係者のご協力により、湯原温泉公園のオープニングと共に、芸大の作品展覧会、そして、諏訪峡遊歩道笹笛橋及び公園の完成、その他イベントによる催しを含めた祭りが、5月23日から6月7日まで、地元住民や観光客で賑わっております。

この取り組みが最大限、地域活性化の足がかりになることを期待するものであります。

さて、このたび、利根郡町村議会議長会総会が開かれ、会長人事に欠員が生じたので、選挙の結果、不肖、私傳田が、会長に選出され、就任させて頂きました。

このことによりまして、副議長始め、同志議員の方々には、何かとご負担を願うことが多くなると思いますけれども、より一層のご協力を頂きますよう、この場をお借りいたしましてお願い申し上げます。

以上申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とお願いの言葉とさせていただきます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成21年第3回（5月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議長（傳田創司君） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。

議事日程により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

11番 久保秀雄君

22番 阿部源三君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日1日限りとした

い考えであります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 承認第1号 訴訟の提起にかかる専決処分報告について

議 長(傳田創司君) 日程第3、承認第1号、訴訟の提起にかかる専決処分報告についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 承認第1号について、ご説明申し上げます。

議案記載の入居者は、平成16年8月より、現町営鹿野沢住宅N棟404号に入居し、平成17年8月から、本年4月までの34ヶ月分、58万3,600円が未納となっております。

この滞納者は、平成19年5月に分納の誓約を交わすも約束を守ることができず、催告書を送付しても来庁せず、何度となく滞納家賃を支払う意思を町に手紙等で伝えて来ても、手紙の内容どおりに納付されることがありませんでした。

昨年6月に明け渡し請求を送付した際には、本人が来庁して、今後は必ず誓約を履行するので、引き続き居住させて欲しいと言いながらも、約束を守ることができず、同年10月に再度明け渡し請求を送付しましたが、明け渡し請求を取り下げて欲しい旨の電報が届いただけで、納付する意思を全く見せず、誠意がありませんでした。

また、高日向に在住の保証人との信頼関係もなくなっており、保証人は滞納家賃の債務を自分が負わなければならないことに対して不安を感じているらしく、今後、これ以上、住宅を使用させることは、保証人の今後の生活を脅かすこととなり、また毎月定められた家賃を納付している他の町営住宅使用者に対して、公平性が保たれないことから、裁判を通して強制退去させること以外に方法がないと判断し、訴訟の提起をしたものであります。

以上であります。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第1号について、質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) ただ今、専決処分の報告がありました。

一応は、分かるような気がしますが、納付できない、誓約書を書いたけれども、さらにまた滞納をして、1回目の訴訟を下げてもらいたいということが出ておりますけれども、どのくらい相手の事情を理解をして、こういう決定をしているのかどうか、今の報告の中ではちょっと理解が出来ないので、相手の生活状態とか、あるいは保証人、その点に対して、どの程度やってきているのか、そこら辺を教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長（増田伸之君） 本人は呼び出し等で来ておりまして、本人との話し合いの中で納めるとか、今後は納めていきますという約束を何回かしておりますが、約束をしていても、納付期限になると、なかなか納めていただけないと。

本人は、前橋や高崎の方に勤めているということで、職場等のことについてもはっきりとは仰っておりませんでした。何れにしましても、地域整備課としては少しでも払っていただきたい、結局、毎月の家賃等もごさいます。それに加えて、滞納分について何とか少なくして欲しいという気持ちで対応しております。

本人は、「払う。」ということをしきりに言うておりましたが、なかなか当座になるとお金がない、入れられないということでズルズルと、ここ4年ほど来ておりまして、そのような中から、今回、訴訟まで行ったという経過でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 再度、言いますけれども、今のは答えになっていないような気がします。

と言うのは、その背景にある原因とか、理由ですね、そういったものを全然察知していないのではないかと。当人の生活実態、状況、気持ち。そこら辺をもうちょっと詳しく知りたいと思います。その上に立つと、では1ヶ月いくらの家賃だったのか、滞納による分納がいくらだったのか、その合算で払わなくてはならないわけなので、かなりの負担になるかと思えます。その点もお知らせ下さい。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 一応、分納誓約で毎月の家賃が、約17,600円程でありまして、その他に8,800円、概ね27,000円ほどを分納誓約で交わしてございます。本人は払うということで約束をしておりまして、その背景と言っても、勤めをしているということでありますので、払えるという意味は毎回、我々には伝えてきております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 昨年、8月に契約書の再契約ということで、契約書と連帯保証人の再提出を求めていたのですけれども、それは出されているのかどうか。出されていなければ、その後の家賃はどうなったのかということ、前と後の家賃を教えてもらえたらと思います。あと、家族状況を分かる範囲で教えて下さい。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 昨年、契約書を送付したのですが、まだ、提出されておられません。

やはり、契約書には連帯保証人を付けなければならないということで、滞納がある場合は、なかなか連帯保証人さんが付いてくれませんので、なかなか出せないのかなと思っております。

金額につきましては、昨年、一応17,600円という数字がずっときております。

家族構成については、母子家庭でございまして、3人お子さんがおりまして、長女の方が20歳、長男の方が17歳、それと次女の方が15歳という構成です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。
 これより承認第1号について、討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 町営住宅明け渡し訴訟に関する専決処分というのは、昨年6月議会で、専決処分を町長に与えるということで、議会は決議をしており、私は当時、反対をいたしました。それで昨年から引き続き、こういう問題が発生しているのではないかと思います。公になって、この専決処分として出されているのは、今回が2回目ではないかと思えます。そういう点で考えた時に、先程の質問でかなり詳しく聞きましたけれども、それはこういう事が常時あってはならないことだと私は考えているからであります。

何故かと言えば、憲法第25条があります。町民に対しても、居住権、生活権というのはきちんと保障されているはずで、その衣食住の住を奪うということが、町営住宅の明け渡し訴訟になってしまっております。

その対応を事前の段階で、先程聞いてみますと、公平性の問題とかということで、本人に対するもったきめの細かい指導なり、聞き取りなり、そういったものがされていないということを実感として感じております。そういう信頼関係が、そもそも町民と町との間に欠けているのではないかと感じられてしまうわけです。

ですから、こういう措置をする場合については、かなり慎重にやらなくてはならないし、町長に対して、一方的な権限を与えてしまっている議会そのものにも、こういう事に対するチェック機能が失われているということも感ぜざるを得ません。そういう点で考えた時に、生存権を奪ってしまうような、出て行った後のことを少しも考えようとしないう町のやり方に対して、私は反対をせざるを得ません。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。
 承認第1号、訴訟の提起にかかる専決処分報告についてを起立により採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
 よって、承認第1号、訴訟の提起にかかる専決処分報告については原案のとおり承認されました。

- 日程第4 承認第2号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第11号)
 の専決処分報告について
 承認第3号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算
 (第4号)の専決処分報告について
 承認第4号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算
 (第3号)の専決処分報告について

議 長(傳田創司君) 日程第4、承認第2号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告についてから、承認第4号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 承認第2号から第4号について、一括してご説明申し上げます。

最初に、**承認第2号**ですが、平成20年度一般会計において、100万円を追加し、総額を141億5,807万9千円としたものであります。

主な内容は、歳出では総務費の総務管理費において、財政調整基金の利子積立金が不足したため、41万8千円を増額補正し、民生費の老人保健特別会計繰出金を1,130万7千円増額補正しました。

また公債費においては、利子を1,133万4千円減額補正させていただきました。

一方、歳入補正では、特別交付税や地方譲与税等を精査し、決定額を予算措置するとともに、財政調整基金の取り崩しを取り止め、不足額については町税を1,799万8千円増額補正して対応しました。これにより平成20年度末の財政調整基金残高は、約19億3千万円を確保できる見込みであります。

なお、国の経済対策として予算措置された定額給付金事業と子育て応援手当費について、支給時期が平成21年度になってしまうため、第2表に繰越明許費を設定させていただきました。

次に、**承認第3号**について、ご説明申し上げます。

平成20年度老人保健特別会計において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を減額したものであります。歳入補正については、3月26日付けの変更交付決定通知により、国庫支出金が1,156万1千円の減額になったためであります。

また、県支出金についても、同様に24万6千円の減額となりました。

これに伴う予算不足額については、一般会計からの繰入金1,130万7千円増額補正をして対応しました。歳出の補正については、医療諸費50万円の減額で、歳入予算減額に対応して減額補正しました。

次に、**承認第4号**について、ご説明申し上げます。

平成20年度温泉事業特別会計において、繰越明許費を設定したものであります。

内容は、村有第1号源泉のポンプ設置工事に当たり、動力装置設置許可申請の際に、周辺源泉所有者から同意を得なければなりません。源泉所有者の一名がお亡くなりになり、その後、相続に時間を要して、同意を頂くことが出来ませんでした。

このため、群馬県から許可が出ず、工事着手が出来ませんでしたので、工事費について補正予算により、繰り越した次第であります。

現在は相続も済み、新たな所有者から同意も頂き、県の許可も下りましたので、工事を発注しております。

以上3件、いずれも緊急を有する事案でありましたので専決処分をさせていただきました。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

- 議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。
承認第2号から、承認第4号についてまで、質疑はありませんか。
8番穂苅清一君。
- 8 番（穂苅清一君） 承認第4号について、質問します。
地権者云々と言うことで、未相続であった案件が出されましたけれども、途中で死亡ですね。こういう場合、他にもあろうかと思えますけれども、町の場合は、相続が必要な案件については、一切当事者に負担をさせているのかどうか、町がある程度、関与したのかどうか、その点をちょっとお尋ねします。
- 議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。
(観光商工課長 林 昭君登壇)
- 観光商工課長（林 昭君） 今、よく聞き取れなかったのですけれども、当事者というのはどういうことでしょうか。
- 8 番（穂苅清一君） 相続をしなくてはならない場合について、国の場合は大体分かるかと思うのですけれども、町の場合について、相続の手続き等の費用負担をするのかどうか、関与するのかどうかということです。それをお聞きしたかったのです。
- 議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。
(観光商工課長 林 昭君登壇)
- 観光商工課長（林 昭君） 村有泉周辺の所有者の同意をいただく中で、一人の所有者が亡くなってしまったということです。その人の相続が、いろいろと話はされていたのですけれども、手続きに時間を要したということでもあります。その方の相続ですから、町は一切費用はお支払いしておりません。その方の相続は非常に大きな財産・事業をやっておりまして、そのため、その事業を誰が引き継ぐのかということで、非常に時間が掛かったということで、だいたいオーケーだろうということではあったのですけれども、それに非常に時間が掛かったということです。
一応、その中の代表者が、わざわざ相続代理人のような形で同意を上げてくれたのです。
それで皆さんに迷惑をかけるわけにはいかないということで上げてくれて、町長もそれを持って、何とか許可をして下さいと県の方をお願いをしたのですけれども、県の方では法定相続人でないからダメですとか、いろいろな要項にそっていないからダメだとかということで、ついに許可がいただけませんで、3月中にどうしてもやりたかったのですけれども、工事が出来なかったということでもあります。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第2号から承認第4号までの質疑を終結いたします。
これより承認第2号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。
承認第2号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告に

ついてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第4号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第5号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号) の専決処分報告について

議 長(傳田創司君) 日程第5、承認第5号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案第5号について、ご説明申し上げます。

平成21年度一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,307万1千円を増額し、総額を126億5,807万1千円としたものであります。

主な内容は、国の経済対策に係る雇用再生・雇用創出関連事業として、総務費の財産管理費で、施設管理事業費575万5千円、商工費の商工振興費で811万5千円、観光費で観光施設管理費426万円、土木費の除雪費216万4千円、都市公園管理費487万5千円、及び教育費の体育施設管理費195万円、合計で2,711万9千円を予算措置をしました。

その他では、総務費で減債基金利子積立金176万円、商工費の観光費で、真沢の森浴室修繕費321万円、土木費の住宅管理費で、明け渡し訴訟費用98万2千円を増額補正させていただきました。

なお、財源は雇用再生及び雇用創出に係る県補助金2,711万9千円、基金利子176万円を見込み、不足分419万2千円は、財政調整基金からの繰入で手当をしました。

以上、緊急を有する事案でありましたので専決処分をさせていただきました。

以上が概要であります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長 (傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第5号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番 (原澤良輝君) 商工費の工事費が321万円計上されていますけれども、この概要を説明して下さい。

議長 (傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長 (林 昭君) この工事請負費の内容としては、以前、全員協議会においてご説明させていただきました真沢の湯の天井が落ちてしまったことによる改修工事であります。浴室男女のそれぞれの壁と天井の改修工事でございます。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番 (穂苺清一君) 土木費の中で、今報告のありました町営住宅明け渡し訴訟の98万2千円、これは先程の訴訟の提起に関する承認の件と同一なのかどうか。

それともう一つは、町の顧問弁護士が、この4月で替わったのかどうかを教えてください。

議長 (傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) 顧問弁護士は替わっておりませんが、他の弁護士にお願いをしてございます。先程の訴訟の提起の関係の予算でございます。

議長 (傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長 (鬼頭春二君) 町の顧問弁護士が替わったかどうかということですが、替わっていません。引き続き、江村弁護士にお願いをしてございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

これより承認第5号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

（8 番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 反対の理由は、先程も述べましたけれども、町営住宅の明け渡し訴訟に関する訴訟費用が、総額で98万2千円、専決処分がされております。

当然の事ながら、これについては、承認するわけにはいきません。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、承認第5号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告については原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第6号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第7号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第8号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第9号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第6、承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから、承認第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまでは、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 承認第6号から承認第9号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、主な改正内容は、公的年金からの住民税の特別徴収の運用方法の見直し、社会医療法人が直接救急医療確保のための固定資産にかかる非課税措置、土地下落修正措置の継続などです。

次に、承認第7号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、特定地域雇用等促進法人への寄附金を控除対象とする規定の整備と、平成21年から平成23年までの間、上場株式等の配当及び譲渡所得の軽減措置を延長する改正が主なものです。

次に、承認第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、宅地等に係る負担調整措置の継続に係る規定の整備です。

次に、承認第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、介護納付金課税額における限度額を9万円から10万円に引き上げるものです。

なお、専決処分したもの以外について、6月定例議会において関連条例の提案を予定しておりますので、詳細な資料はその際にご呈示したいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

承認第6号から承認第9号についてまで、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 承認7号についてですけれども、税条例の一部を改正する条例ということですが、20年の条例46号で基の条例があるのですけれども、この扱いについて教えていただきたいのですが。どうして、これだけ一部改正を独立の条例にしたのかということと、これは例規集などではどのように扱っているのかを教えてください。

議 長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） ご承知のとおり、昨年、国会の方で非常に審議がもめまして、一度、税条例の一部改正をさせていただきましたが、その後、すぐにまた一部改正をした事項についても、遡って改正しろという改正がございました。ということで、一部改正する条例の一部改正ということで、昨年度は2本立てになってしまいました。

そういうことで、昨年度は特例でございますが、滅多にこういう事はございませんけれども、昨年度については条例上、2本残っております。以上でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第6号から、承認第9号までの質疑を結びたいと思います。

これより承認第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第7号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。

承認第7号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) 会議の途中ではございますけれども、大分、場内の気温が上がってまいりましたので、上着につきましては、自由にお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長(傳田創司君) これより承認第8号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第8号の討論を終結いたします。

承認第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第9号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第9号の討論を終結いたします。

承認第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第66号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第7、議案第66号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第68号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第66号から68号について、一括してご説明申し上げます。

まず、**議案第66号**ですが、5月1日、人事院は景気の悪化等により、民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、国家公務員に支給される6月の期末・勤勉手当基礎額に乗ずる割合の一部を凍結し、一般職員で0.2月減、合計で1.95月とする臨時勧告を行いました。

人事院勧告は、国の職員を対象にしたものでありますが、地方公務員法で、国と同様の対応を検討するべきであるとされていますので、今回の臨時勧告に従い、条例の改正をするものであります。

なお、今回の人事院勧告は、臨時的暫定的な措置であり、今回の凍結分の扱いについては、定例の勧告により、12月期末勤勉手当で調整される予定となっています。

つづきまして、議案第67号、68号につきましては、同じ臨時勧告に基づいて、議員及び特別職についての条例を改正するものであります。

国の特別職等については、0.15月の引き下げとなっていますが、本町は支給月が、

一般職と類似の月数となるため、一般職と同様に0.2月の下げ幅となります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。
議案第66号から、議案第68号についてまで質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 66号なのですけれども、これに該当する町職員人数と、ボーナスの削減額が分かれば教えて下さい。

期末手当を算定する期末手当の基礎額ということで、15%以内は加算されているのですけれども、その職員の数がかつたら、教えて下さい。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 一般職については、309人で、削減額が2,300万円ほどになるかと思ひます。それともう1点は何でしたでしょうか。

7番(原澤良輝君) 期末手当を算定する時に、期末手当の基礎額というのが別に上乗せされて決まりますよね。その上乗せされている職員人数です。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 現在、5級格付け以上になっている職員になるかと思ひますけれども、職名でいきますと、係長、GL(グループリーダー)、次長、課長職になるわけですが、人数的にはちょっと抑えておりませんので、後ほどご報告したいと思ひます。

議長(傳田創司君) ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第66号から、議案第68号の質疑を終結いたします。

これより議案第66号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) みなかみ町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。人事院勧告制度は、公務員の争議権を制限している代償措置の1つとして設けられた制度であります。労働者の団結権、団体交渉権、争議権は基本的人権として憲法に保障された権利になっております。公務員の夏のボーナスについては、前年の8月から、その年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づく人事院勧告で決められています。

しかし、人事院はこのルールを破って、4月に臨時調査を実施しました。

しかも、この調査では、通常11,000企業体を対面調査するという事になっているのですけれども、今回は2,700社に郵送調査をただけです。今回の調査はサンプル数も少なく、4月にボーナスを決定した企業というのは、この内の1割にしかない満たない状態であります。

谷人事院総裁も「全体を反映したかといへば、そうではない。」というふうに、これを認めております。今回の臨時調査というのは、ちょっと「ずさんな調査」であると思ひます。この調査による勧告の影響については、600万人の労働者におよびます。

さらに、これが民間のボーナス引き下げの口実に使われる恐れもあって、極めて重大な勧告だというふうに思います。

深刻な景気悪化の中で家計を応援して、内需主導の経済に切り替える重要な時なのです。

ボーナスを削減することは、経済にマイナスの影響を与え、賢明な策ではないと申し上げて、討論いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

2 番阿部賢一君。

（2 番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第 6 6 号について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

昨今の経済情勢を見ますと、民間企業は大変に厳しい状況であります。

この町を支えているのは、町民であり、町民あっての町であり、また職員であります。

やはり、町を支えている町民の経済状況を見た時には、町の職員も身を削ることが必要かと思えます。

また、そういうことについては、職員の皆さんも理解をしてくれているものと確信をしております。以上を申し上げ、賛成討論いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 6 6 号の討論を終結いたします。

議案第 6 6 号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 6 号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第 6 7 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 6 7 号の討論を終結いたします。

議案第 6 7 号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 7 号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第 6 8 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第8、議案第69号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第69号について、ご説明申し上げます。

国民健康保険は、町に住む国保加入者が病気やケガをしたときに安心して医療が受けられる制度として、町が保険者となり、保険給付費に対して、国や県からの交付金及び町一般会計からの法定内繰入金と加入者から徴収される保険税で国保特別会計が運営されています。

本町は、合併してから3年半が経過しましたが、国保会計を維持するに当たり、これまでは加入者の負担増を避けるべく、基金の取り崩し及び繰越金を充てて、何とか収支バランスを保ってまいりました。

しかし、平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度により、75歳以上の方がこの制度に移行したため、国保税が凡そ1億3千万円減収となり、また、合併時にあった基金1億1千万円も平成20年度末残高で96万円余となってしまいました。

一方、歳出では、保険給付費が毎年6%以上伸び続け、国保財政がさらに厳しいものになっています。

このような要因により、平成20年度は、国保会計に大きな財源不足が生じ、一般会計から1億8千万円の法定外繰入金をお願いするに至りました。

そのため21年度においては、現状のままでは、歳入不足が見込まれ、平成21年度の単年度で黒字に転じるためには49%の国保税の引き上げが必要になります。

このため、議会全員協議会並びに厚生常任委員会において、協議・検討をしていただきました。

このアップ率は、現実的には被保険者に負担していただくことには無理があります。

そのため、税率改正に当たり、介護保険料率の設定の考え方と同じように、平成21年度から、23年度までの3年間を一つの期間として収支を考慮して行うことと致しました。

その場合、国保税は56%アップしなければなりません。

しかし、急激な値上げは、加入者に過重な負担となり、昨今の経済状況を考慮しますと、滞納が著しく増えることが見込まれます。そのため、その2分の1の28%を引き上げる改正を行うことと致しました。また、それにより23年度末までの不足する財源につきましては、町も厳しい財政状況にありますが、一般会計から法定外の特別な支援を受けて、対応をしております。

これにより町の産業の中心であります農業・観光関連などの自営業の皆さまである加入者の負担軽減が図れるものと考えております。

また、今後は3年毎に国保税の見直しをしていく考えであります。

なお、28%の国保税の値上げを1人当たりの平均で見ますと、月額で1,750円の引き上げとなります。

また、現在行っております低所得者に対する国保税の7割・5割・2割の軽減措置につきましても、引き続き取り組んでまいります。

現在、国保財政が、実質赤字の市町村は全国的にも増加しております。

しかし、国民皆保険制度の基盤をなしている国保会計を維持するために国保税の引き上げは避けて通れない問題であります。

今回の28%の引き上げは、国保加入者の皆さまに大きな負担をお願いすることになりますが、7月の本算定までに加入者に対して、回覧等により国保税を引き上げしなければならない現状をお知らせし、ご理解していただく考えであります。

国保税の引き上げに伴い、本条例の関係する条項であります第2条から第9条の3及び第23条を改正するものであります。

また、地方税法の改正に伴い、上場株式等の配当所得並びに長期譲渡所得等に係る国保税の課税の特例についての関係条文も併せて改正するものであります。

なお、税率改正に当たりましては、国民健康保険運営協議会に諮問をして、適当であるとの答申を得ておりますことを申し添えます。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第69号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 条例28条の減免特例期間は、3年から2年になっているのですが、この理由を教えてください。

それと、国保税の法定減額の7割・5割・2割の世帯数と人数を概算で良いので教えてください。あと国保税の申請減免というのをやっている世帯数もお願いします。

議 長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） まず始めに、28条関係の3年を2年にとということでございますが、これは今回の改正ではございません。

既に2年ということで決まっていたものを、私どもの条例が不備でございまして、今回

合わせて直させていただいたということでございます。

それから、軽減世帯数、人数については町民福祉課長の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 今のところ、仮の数字で正式決定通知ではございませんが、軽減世帯は、7割軽減が約1,200世帯前後、5割軽減が約270世帯前後、2割軽減が約550世帯前後、トータルで約2,020~2,030世帯くらいになる見込みでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 法定ではなくて、申請減免があれば、教えて下さい。

議長(傳田創司君) 町民福祉課長石川晃君。

(町民福祉課長 石川 晃君登壇)

町民福祉課長(石川 晃君) 特に申請を受けての減免というのは、今のところ無いと思われま。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 健康保険税の2割軽減に関する規則というのがあると思うのですが、これは今、生きているのでしょうか。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) この度の改正によりまして、今まで2割軽減については申請をいただく形を取っておりました。6月定例議会に、この資料をお渡しするつもりでございましたけれども、今回の改正案の中に、2割軽減についても申請無く一律軽減に該当をさせるということで、条件が改まっております。これについては、6月定例会の時にお渡しさせていただきますけれども、今回、このように改めてございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

これより議案第69号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) みなかみ町国民健康保険税条例について、反対討論を行います。

昨年の4月に後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上で収納率が高く、資産の多い被保険者が後期高齢者医療制度に移ったため、国民健康保険税は08年度6億3,066万円になりました。07年度の8億1,785万円に比べれば、約77%の1億8,719万円も減っております。

加えて、07年度には4億1,205万円もあった療養給付費交付金は09年度には、5,690万円しか見込めず、2年の間に3億5,515万円も激減をしております。

さらに、国は退職者医療制度を廃止して、64歳~74歳までを区別し、「前期高齢者医療財政調整制度」を導入しました。

この前期高齢者交付金は、4億9,300万円の交付を予定していましたが、08年度については、1億9,095万円しか交付をされず、3億205万円も減収になりました。

こうした国の補助金を減らすことが、財政悪化の原因だと思います。

国は、三位一体改革と言って、国民健康保険財政の一部を都道府県に移管して、それまでは給付費の50%だった国庫負担を06年度から43%にして、さらに7%は都道府県調整金に替えてしまいました。

また、保険基盤安定基金の財源割合を国50%から、県75%、市町村25%にするなど、国庫負担割合を減らしてきており、地方に負担を転嫁していると思います。

06年10月には、各市町村共同で財政を拠出して、高額医療費を賄う「保険財政共同安定化事業」を発足させました。

国は地方分権、広域的な医療の提供などを理由に「国民健康保険を都道府県単位に再編」することを推進していますが、国民健康保険財政悪化の原因は、国庫負担の相次ぐ引き下げをしたためであります。これは県単位に広域化しても変わりませんし、国の負担と責任を一層後退させるものであります。この「広域化」については、全国知事会も反対を表明しております。

国民健康保険財政の悪化が、国民健康保険税の値上げにつながり、さらにこの値上げで滞納者が増加すると。また、財政が悪化するという悪循環を引き起こしてしまうのではないかと考えます。これを断ち切って「払える国民健康保険税」にすることが必要だと思います。そのためには、後期高齢者医療制度も含めて、国民健康保健制度を国の責任で見直し、国が応分の負担をすることも必要だと思います。

昨年来の金融危機で、外需頼みの輸出大企業が振るわず、個人消費を増やして内需を拡大し、経済再建に取り組んでいるという時に、国民健康保険税を上げれば、町民の財布の紐はさらに堅くなります。

地方自治法第1条は、町を始めとする地方公共団体は「住民の福祉を図る事を基本として、地域における行政を自主的、且つ総合的に実施する役割を広く担う」とされております。

国民健康保険の安定的運営を基本に一般会計からの繰入を08年度並みにすれば、10%程度の値上げで済むのではないかと考えます。

何よりも、約30%近い保険税の値上げは、町民が国民健康保険税を払いきれずに滞納して、重体になってから病院に行くという、そういうふうに医療費が増加して、国民健康保険財政が、さらに悪化するのではないかとということが予想されることを申し上げて、反対討論いたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議案第69号、みなかみ町国民健康保険税の改正について、賛成討論を行います。

国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものがあります。

今回の改正につきましては、保険給付費(医療費)が毎年増加しており、逆に国保税は平成17年10月合併以降は改正をしないで、基金と繰越金を取り崩して運営をしてまいりましたが、平成20年度におきましては歳入財源不足となり、一般会計から法定外の1

億 8 千万円を繰り入れして、事業運営をしてきました。

このため 21 年度においては、基金残額も少なく、毎年増加する医療費に見合う収入が見込めないということから、やむを得ず国保税の改正をすることになったものであります。

具体的には、平成 21～23 年度の 3 年間の期間として医療費を見込むと、初年度に 56% を値上げをしなければ、財源不足になる計算になります。

そこで 2 分の 1 を一般会計から繰り入れることにより、国保加入者の負担軽減が図られ、28% 分を国保加入者の皆様をお願いするものであります。

町の基幹産業である、農業・観光関連産業に従事する国保加入者に支援していくと、町の産業振興が図られ、町発展の活力につながるものと思います。

今後は、伸び続ける医療費抑制のための施策を推進し、国保会計の健全化に向けて経営改善をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議 長 (傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

19 番速水一浩君。

(19 番 速水一浩君登壇)

19 番 (速水一浩君) 反対の立場で討論をさせていただきます。

本臨時会に付議された、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、3 月定例会の 21 年度国民健康保険特別会計予算審議において、町長提案でありました 21 年度に保険料を 28% 値上げして、その後も値上げせざるを得ないというものを、議会が、100 年に一度の世界同時不況の中、約 3 割の値上げは町民の理解を得られないとの理由から、「平成 21 年度国民健康保険特別会計予算は、国保税の値上げの必要性は認めるが、急激な値上げは避けるべきである。数年をかけた段階的に値上げを実施することを提案し、保険税改正は 5 月末日までに臨時議会などにより、見直すことを付け加え、本予算を認める。」という付帯意見を付けて、予算案を認めた経緯があります。

その後、町民福祉課を中心に検討を重ねていただき、先般の全員協議会を経ての本日の提案であると思いますが、その内容は、保険税の改定については、介護保険と同じように 3 年を目途に考え、3 年間で試算をすると 56% の値上げが必要であるものの、そこまで町民に負担をお願い出来ないとの町長のご英断により、21 年度に 28% 値上げするが、残りの 2 年については値上げをせず、赤字分は町が負担をするというものであると思います。

また、その主な理由は、21 年度の保険料の上げ幅を下げることにより、町の持ち出し分が増大することと、町長の公約である安心安全な町づくりに鑑み、21 年度は約 3 割上げるが、残りの 2 年は上げないので安心して暮らして下さいとのことであると思います。

これも偏えに、町長が町民のことを思っていることと思いますが、私が約 100 人の町民にこの保険税の値上げについて、意見を求めたところ、ほぼ全員の人が 3 年間で支払う保険料が町長提案よりも多くなったとしても、段階的に上げて欲しいというものでした。

また、過日の全協で、町より示された国保税特別会計の 3 年間のシミュレーションによると、3 年間で約 4 億円の町持ち出し分が発生することですが、3 年間毎年定率で町長提案の約 2 分の 1 である、前年比 15% ずつ値上げをすると、町の持ち出し分は約 3 億円になり、約 1 億円、町の負担が軽くなるとの試算も出来ます。

100 年に一度の大不況の中、売上げの下がる一方の自営業者、一生懸命に作物を作っても市況が上がらず、収入が上がらない農家の人々、このような町民が国保の保険者です。

さらに今年は僅かとは言え、介護保険料も町営住宅の家賃も上がり、特に水上地区においては、水道料が前年比約15%上がり、税・使用料を問わず、町に支払うお金の負担増に頭を悩めています。

このような状況下での保険税の約3割の値上げには賛成できません。以上の理由から、本案に反対し、議員諸兄にはもう一度、ご一考いただき、採決に臨んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

13番中村正君。

（13番 中村正君登壇）

13番（中村 正君） 議案第69号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

このほどの国保税率改正への賛成討論は、議員各位におきましても、出来得れば回避したい案件であろうかと存じますが、本町の国保会計、昨年度末の医療費は、一般会計から、1億8千万円を借り入れて支払っております。町民の国保加入率は、20年度末では世帯数で52%、人口では37%であり、他の皆さんは社会保険、共済保険であり、一般会計からの安易な補填は当局からの提案理由の説明のとおり許されません。

厚生常任委員会でも協議の中、今後3年間を見据えた中、56%増となりますが、このまま国保加入者に負担していただくのは、心痛むところであります。

このようなことから、一般会計の財政力を分析した上で、町が半分の28%を補填し、国保加入者には28%増の負担をお願いするものであります。

また税率改正を10%から、15%、3年間に分けて改正する案も意見として出しましたが、これですと町の負担が重くなってしまうという、どういう訳か、先程の速水議員とは違う方向が出てしまうわけでありますけれども。景気の先行きが不透明の中、保険税の負担を出来るだけ軽減しようとする当局の姿勢が伺えたり、この3月議会で国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書を採択して、国・県に強く要望いたしました。こうした姿勢や行動が一日も早く理解をされ、実現しますことを期待して賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 私はそもそも、住民にこのような負担をさせること自体は良くないと思っています。この案件が出された時に、例えば所得割、資産割、世帯平等割がありますけれども、このパーセンテージを見ただけでも、50%近い数字になっております。

それで、再三にわたって、全員協議会が開かれておりまして、その中でのシミュレーション等とか、いろいろと言われておりました。その中で大きい課題として、先程来、論議されておりますけれども、一般会計からの繰り入れの問題が町長の言葉として出てきておりました。つまり、今回の56%の内の28%については、一般会計からの繰り入れをするということでもあります。

しかしながら、今回の条例どおりで徴収していくとなると、28%では済まないわけです。では、町が繰り入れをするということについて、どこにも根拠と言いますか、確たる証拠と言いますか、そういった裏付けというものは私は感じられないわけです。

繰り入れ自体が、法律的な根拠もない形と言え、言われてしまうかもしれませんけれども、それを担保とするものが、今回の臨時議会の中では何ら出ておりません。

そういう点で非常に曖昧な解釈が出来てしまう、来年になった時には、いや繰り入れは大変だからということで、減額される恐れもなきにしもありません、そういう点も一つ。

そして、さらに私は常々、国民健康保険は皆保険の中での一番重要な制度であると思っておりますし、保険料についても、もっと減額されて、医療費についても無料でかかれる時代もあったわけですから、そういう点で考えると、今の時代では非常に大きな様変わりをしてきております。

それで国民健康保険については、先程来、出ておりますけれども、4月現在で言いますと、加入世帯は4,270世帯あります。町民の内の51.8%は入っております。

非常に圧倒的な多数世帯が加入をしている。しかも、自営業者から、高齢者まで含んでおりますので、非常に貧困層も入っております。先程来、減額の場合も出ておりますけれども、そういう点で現実には、高い保険料が負担できる層ではありません。

ですから今後、今現在も滞納が、先程は町営住宅のことが出ましたけれども、国民健康保険税についても、滞納がさらに発生してくるのではないかと思います。

数字によりますと、今現在、大凡の滞納世帯が390世帯ともなわれております。

その内、70%近い世帯が滞納による制裁措置を受けております。

制裁措置は、ご存知のように今まで持っていた保険証が完全に使えないという現象で、短期の保険証、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月というふうに、その都度、滞納の金額を払い込まないと保険証が使えないという制裁措置の非常に厳しい世帯です。

さらにもっと悪い世帯は、悪く解釈されている世帯は、資格証明書というものが発行されております。もちろん、全額医療費を負担して、診察しなくてはならない、つまりお金を持っていなければ、治療に行けないという状態ですから、この世帯については殆どの方が病院に行っておりません。私も随分知っている方がおります。もう5～6年、10年と行っていない方もいらっしゃいます。そのくらい長い期間にわたって、保険証が取り上げられてきた経過もあります。

そういうことが今後、さらにこの大幅な28%アップによって、私はちょっと28%と言いませんけれども、大幅な保険料アップによって、まさにどんどん制裁措置が行われてきてしまうのではないかと、医療にもかかれぬ、病気にはなる、そういう非常に深刻な事態が町内において発生するのではないかと。町長は常々、町民の安心・安全を守るということで施策を進めてきているはずですが、これも大事な町民の生命・安全を守る上での施策であり、一番欠かせないことだと思います。

私も常々言いますが、国はもちろん地方自治体もそうですけれども、住民の福祉を優先として、いろんな施策を実行するのが本随であります。そういう点で、このような一気に多額の保険料を負担させる国保税改悪については反対いたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立に

より採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第69号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) この際、休憩いたします。15時35分から、再開いたします。

(15時25分 休憩)

(15時35分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第70号 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例の制定について
議案第71号 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の制定について

議長(傳田創司君) 日程第9、議案第70号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例の制定について、議案第71号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第70号、71号について、一括して、ご説明を申し上げます。

最初に、**議案第70号**ですが、町内のNPO法人や任意団体等が国・県等の補助助成を受けて事業を行った場合は、事業完了をしても諸手続が整わないと補助金等が交付されません。事業実施にあたっては、補助金等を受け取るまでの間、その事業の経費の支払いは、団体の資金で賄う必要がありますが、個人で立て替えるなど、資金繰りに苦慮している状況であります。

そこで町では、補助金等を受け取るまでの間、円滑な事業の推進を図るために基金を設置し、団体に無利子で貸し付ける「つなぎ資金貸付条例」を創設したいと考えています。

この貸付条例は、みなかみ町における協働のまちづくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業を行う団体に対し、その団体が、国・県又はその他の団体の補助金等交付決定を受け、その補助金等を受け取るまでの間、補助対象事業の経費の支払いに必要な資金(つなぎ資金)の貸し付けを行い、まちづくり活動が円滑に行われることを目的としております。

議案第71号については、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例により、貸し付ける資金の財源に充てるために、貸付基金条例を制定するものであります。

なお、基金の額は、1千万円であります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第70号、議案第71号について、質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 借り受け団体について、地域にはいろいろな団体があるわけですが、法人化している所もあれば、任意団体もあれば、5～6人なんていう所もありますけれども、団体の構成等の条件についてはどんなふうに定めているのでしょうか。

議長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 団体等の括りについては、特別な条件は設けておりません。

但し、規則や条例等の中で審査をして、決定をしていければと考えております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号、議案第71号の質疑を終結いたします。

これより議案第70号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第71号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**日程第10 議案第72号 平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事
請負契約の締結について**

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第72号、平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第72号、平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

古馬牧小学校の校舎につきましては、昭和44年10月と12月に完成した校舎で、築39年が経過した建物であり、新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前の建物であります。同校舎の構造耐震指標値（IS）については0.31でありまして、国の目標を大きく下回っております。

文部科学省では、公立学校施設に係わる大規模地震対策関係法令及び、地震防災対策関係法令の運用細目で補強判定基準として、第2次診断結果に対し、IS値を概ね「0.7」としています。これは、震度6強程度の地震に対して、崩壊する危険性が低い建物ということで想定しているようであります。また、国土交通省が示すIS値は概ね「0.6」となっています。

そこで今年度、耐震補強工事として実施することとし、今回、町で定めた指名競争入札を5月22日に実施した結果、増田建設株式会社 代表取締役 増田文明 が、7,297万5千円にて落札となりました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいませようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第72号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 指名競争入札ということですが、以前も条件付き一般競争入札を取り入れられて進んできたと思います。

特に、その時の条件は、町内に営業所などの営業拠点があるというふうに定めたと思いますが、なぜ今回、指名にしたのか、教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） この関係につきましては、全員協議会で申し上げたとおりであります。

この町で出た事業等については出来る限り、地元の業者に事業をして欲しいという願いから、指名競争入札にしますということを申し上げたはずですが、それに則って、行った次第であります。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 地元ということは、みなかみ町だと思うのですが、指名業者の中にみなかみ町以外の業者が入っているのは、どういうことなのでしょう。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） それは、やはり額によりまして、建設業の許可を取っておられる業者をある一定数、用意をしなければなりませんので、したがって町内にそういう業者がいなかった場合等については、町外の業者を指名せざるを得ませんよね。そういうことで入っております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 73号、74号にも関連すると思うのですが、同じ業者を指名しているわけで、金額によってという言い方をされていますけれども、全部金額は違うと思いますが、それだちょっと説明が違うのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。
（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） まず、昨日の原澤議員の要望によりまして、請負一覧表をお配りさせていただきました。その中で訂正をお願いしたいと思います。落札率の「率」という字が、「立」になっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

それから、先程のご質問であります、請負業者の選定要項の中で5千万円以上の事業については、8者以上の業者を揃えなさいと、要項の中で謳われておりますので、まず古馬牧小学校については、7千万円以上の落札金額になっていると思います。

それから73号の藤原小学校についても、5千万円以上になっていると思います。

また、次の新治中学校校舎の耐震についても、1億5千万円くらいになっておりますので、その要項に従って、業者選定を行っております。

また、町長から申しあげましたことについては、昨日の全協の中で説明をさせてもらったとおり、建設業法の中の特定建設業許可というものが、古馬牧小学校については、ピタコラム工法という特殊工法でありまして、これはピタコラム協会の方しか出来ない工法ということでありまして、下請け業者にお任せする部分がありますので、この特定建設業の許可を取っている業者さんを利根郡内の中から、業者指名をさせていただきました。

みなかみ町には、この許可を取っている業者が8者以上おりませんでしたので、利根沼田内の業者を含めて、8者以上とさせていただきました。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 今、特定建設業の許可というお話しがあつたのですが、72号の工事の、直接工事費の金額と、それに係わる労務費の金額を教えてくださいのですけれども。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。
（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） この件については、お答えできません。

議長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 特定建設業を、工事の指名基準に設ける場合には、建設工事の場合、一式工事の場合は、4,500万円以上の下請け契約の合算がない、それが無ければ、それ以上の場合、特定建設業の業者にしなさいという業法の定めがあるので、4,500万円以下になっているのであれば、特定建設業の許可がない地元の業者でも指名をいただけるはずなのですけれども、それについて確認をしたかったのですが。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

- 町 長（鈴木和雄君） だから、その通りですよ。今、言われましたように4, 500万円以下の場合については、別に特定建設業の許可が無くても、それは当然、これは指名が出来ますよ。だから、町内の方は指名をしています。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
1 番前田善成君。
- 1 番（前田善成君） 町長が言われていることと、私の質問はちょっと違うと思うのですね。と言うのは、町内業者にもっと業者がいて、特定建設業を持っていない業者も、この指名に入れるのではないかと。その入れる基準としては、4, 500万円以下になればいいわけですから、それを確認したのですかということを知っているのですけれども。
確かに、7, 200万円なのですからけれども、この中には、おそらく一般管理費と仮設費と現場管理費という経費が入っているわけですね。その他に材料費が入っているわけです。その材料費をもし自分たちが買って工事をさせれば、労務費だけの金額で発注金額と言いますか、請負金額を4, 500万円となるわけですから、その材料を自分たちで購入して、労務費が4, 500万円を超えていなければ、特定建設業を持っていない町内業者でも、工事の受注が可能なのですね。だから、それについて確認したのですかという質問をしているのですけれども。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） 要するに分離発注という考えですか。
- 1 番（前田善成君） いえ、そうではない。
- 町 長（鈴木和雄君） だけれども、設計に出して、上がってきたものに基づいて、当然、金額が出ますよね。その金額を基にして、今の建設業法に照らし合わせて、どういう業者を指名すれば違反にならないか、そういうことを考えて実はやっています。だから、今言われるように中身を見て、どうのこうのということは考えいません。実際の所、町がそのようなことをやらないでしょう。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。
これより議案第72号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。
議案第72号、平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第72号、平成21年度みなかみ町立古馬牧小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事 請負契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第 1 1、議案第 7 3 号、平成 2 1 年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第 7 3 号、平成 2 1 年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

藤原小学校の体育館につきましては、昭和 4 2 年 1 1 月に完成した校舎で、築 4 1 年の建物であります。先ほどの古馬牧小学校舎と同じ新耐震基準（昭和 5 6 年 6 月 1 日）以前の建物ということで、構造耐震指標値（I S）についても「0. 2 3」であり、良い状態とは言えません。

そこで、今年度耐震補強工事として実施し、今回、町で定めた指名競争入札を 5 月 2 2 日に実施した結果、清滝建設株式会社 代表取締役 清滝明則が、6, 0 9 0 万円にて落札となりました。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第 7 3 号について、質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 藤原小体育館工事の指名業者だけが、1 0 者になっているのですけれども、ほかの 3 件については、多分同じ業者がなっていて、ここだけ 1 0 者というのは何か特別な理由があるのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 藤原小学校体育館の補強工事については、原澤議員も藤原小学校体育館をよくご存知だと思いますけれども、構造が、奥の小学校のブロック造りと同じで、体育館自体もブロック造りになっております。

それで工事的には、四方の壁を取り払って、現在ある鉄骨を活かした中で、耐震補強をしていきますので、工法的には一般的な鉄骨ブレース補強という形になりますので、先程言いました古馬牧小や新治中のような特殊工法にはなりませんから、一般業社で工事が成立するものと考えておりますので、この工法から地元業者でも可能な工法ということで、なるべく多くの業者さんを選定させていただき、幅広く受注いただけるように事務局としては努力をしたつもりでございます。

それから指名競争入札の段階で、指名通知を出すところで条件を付けております。

それは、指名をした段階で、まず入札に参加して、最初に落札した業者は、次の入札には参加を辞退していただくという条件を付けて、業者さんがそれを承知をして入札にあっております。

- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7 番原澤良輝君。
- 7 番（原澤良輝君） 先程は資料をいただいてどうも有り難うございました。
業者別の入札価格の一覧もお願いをして、それもあるのかなと思っていたものですから、
そこの所が分からなかったのも、どれが入札を。
- 教育課長（青木 寿君） 予定価格と落札率ということでしたので、これしか作らなかったのですけれども。
- 7 番（原澤良輝君） 私の方としては、一覧表で来るのかなと思っていたものですから。
どの業者が入札の辞退をしたかというのが分からなかったものですから。
と言うことは、藤原小学校体育館の入札の時には、増田建設は辞退をしたということですか。
- 議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。
（教育課長 青木 寿君登壇）
- 教育課長（青木 寿君） そうですね。藤原小学校体育館の補強工事の入札の時には、木村建設と増田建設が辞退をしております。あと残り 8 者の業者で入札を行いました。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 7 3 号の質疑を終結いたします。
これより議案第 7 3 号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 7 3 号の討論を終結いたします。
議案第 7 3 号、平成 2 1 年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第 7 3 号、平成 2 1 年度みなかみ町立藤原小学校体育館耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事 請負契約の締結について

- 議 長（傳田創司君） 日程第 1 2、議案第 7 4 号、平成 2 1 年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第74号、平成21年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

新治中学校校舎につきましては、昭和39年3月と昭和40年12月、昭和42年3月の3期工事により完成した校舎であり、最初の建物は築45年が経過しております。

また、平成になって大規模改修工事は行いましたが、建物の骨格そのものの補強はしておりませんので、先ほどの古馬牧小学校校舎と同じ新耐震基準（昭和56年6月1日）以前の建物ということで、構造耐震指標値（I S）についても「0.35」であり、良い状態とは言えないものであります。

そこで今年度、耐震補強工事を行うもので、町で定めた指名競争入札を5月22日に実施した結果、木村建設株式会社 代表取締役 木村雅博が、1億4,910万円にて落札となりました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第74号について、質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） 今回の耐震補強工事、総てに関連するのですけれども、教育委員会から先程、資料をいただきまして、工期も記してあるわけなのですが、金額から工期を見て予測されるのは、かなり忙しい工事になるのかなという思いがしております。

そういう中で、夏休みを中心に施工することになると思いますけれども、やはり工事期間中に児童・生徒が教育施設等で勉学に励んでいるわけなので、工期を優先するがために安全を怠らないように、是非ともその辺を発注者側の教育委員会として、指導を徹底していただきたい。またその点について、どういう考えを持っているのかをお聞きします。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 阿部議員の言われることは最もな話だと思います。

実は、入札が終わった段階で、業者との打合せを行いました。その中でも、子供の安全性については、先日終わった新治小学校の工事と一緒にすけれども、子供の安全を優先順位が一番にして工事施工に当たってもらいたいということを私の方から申し上げました。

また、学校との協議も今日認めていただきますと、これから契約が本契約になりますので、学校を含めて、業者と教育委員会とで、そういう手順、安全性を考えながら、話し合いをさせていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） そういう形をお願いします。

それとですね、仕事が始まった段階で、いろいろと施工業者と現場の学校側との調整役ということで、やはり教育委員会の職員の方が、互に調整役を果たしていただけるよう、ここで要望をさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） これまでの工事もそうでしたが、1週間に1度は、必ず工程会議を設けま

すので、その中で十分な協議をして、皆さん、子供さん、先生方にも迷惑がかからないようになるべくそういうことで努めていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 3件の契約が出ていて、一番最後になりますが、先程、課長の説明の中で先に落札した業者については、次は辞退をしてもらおうということになると、74号は73号の前に入札、落札されているわけですか。その辺を確認いたします。

議 長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 一番最初に入札を行ったのが、新治中学校耐震補強工事でございます。

次に、古馬牧小学校耐震補強工事、次に、藤原小学校体育館耐震補強工事ということで、入札を行いました。

議 長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) そうなのであれば、先程の説明は納得できます。

ただ、先程の説明とも関係があるのですが、建設業法の中身については、本当はかなりチェックをしていただいて、法に照らした形で競争入札等については処理を進めていただきたいわけで、何か今まで町は、全然こういうことをやっていないということで、先程の質問の中での答えがあったのですが、それに伴って受注額の内訳、労務費の比率等についても答えられないという答弁があったので、これは本来公開して何ら差し支えないことだと思いますし、しないということは情報公開でも求めてやって下さいという事なのでしょうか。その点をちょっとお聞きします。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) ちょっと、よく内容が分からなかったなので、もう一度、質問をお願いいたします。

8 番(穂苺清一君) つまり、受注額の内訳ですね、単純な材料費だとか、労務費関係だとか、本当の施工に関するものとかは、見積もりの中でかなり詳しく出ているわけなので、その分類というのは当然できるわけですね。

そういったものについて、答えられないという事が出てきたものですから、本来これは公にしても別に何ら差し支えないことだと思いますし、そういう点で情報公開などの条例に基づくもので、公開を求めないと出来ないのですかという質問です。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 情報公開で請求していただければ、開示は出来ると思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 新治中学校の工事は、特殊な工事だということで、業者選定をしたということですが、昨日の説明の時には、落札した木村建設の従業員の資格技術者の数などが分からないということだったのですけれども、それだと指名に出す時にどういう選定をしたのかということをお教え下さい。

議 長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 分からないというのは、私がちょっと把握をしていなかったものですから、そういうふうに答えさせていただきましたが、担当しているGLは、皆資料を集めて、その辺はチェックをかけていますので、承知はしております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 昨日は、私は把握していないという言い方だったのですけれども、それだと、結局、課長が把握していないと答えれば、私達、説明を受けた方は、では把握をしていないのだなというふうに思うわけです。それは担当GLが把握をしているとか、そういうふうに言ってもらえれば、我々だって、それはそういう事なのだと思うけれども、昨日は把握していないという話でしたから、そういうふうに思ってしまった。それが当然のような言い方をされてしまうと、ちょっと腑に落ちないと思います。

議長(傳田創司君) 副町長腰越孝夫君。

(副町長 腰越孝夫君君登壇)

副町長(腰越孝夫君) 今の関係ですけれども、指名業者選定委員会では、そういうことを踏まえ、確認をして、最終的に決定をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

これより議案第74号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、平成21年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、平成21年度みなかみ町立新治中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 字句等の整理委任について

議長(傳田創司君) 日程第13、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、字句等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。
なお、本日、議事進行に不手際がありましたこと、深くお詫び申し上げます。

議 長(傳田創司君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

閉 会

議 長(傳田創司君) これにて平成21年第3回(5月)みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

(16時13分 閉会)